

府 食 第 8 3 号
平成15年9月4日

厚生労働大臣
坂 口 力 殿

食品安全委員会
委員長代理 寺 尾 允 男

厚生労働省発食安第0829001号に係る食品健康影響評価の結果の
通知について

厚生労働省発食安第0829001号（平成15年8月29日付）で貴省より当委員会に対し意見を求められた食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

記

「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」として供されている物についての販売を禁止することに係る食品健康影響評価については、現在得られている知見・情報等から判断すると、閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序は特定されていないものの、これまで、アマメシバの粉末の長期摂取が原因と疑われる閉塞性細気管支炎の発症事例が報告されていること等から、アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。

なお、引き続き、アマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるべきである。さらに、食品健康影響評価を適切に行うためには、原因物質等の特定のための調査・分析を進めることが重要であると考えるので、これを申し添える。